

KEEP OUT KEEP OUT

KEEP OUT 令和5年7月兵庫県くらし安全課

自転車乗用中による 死亡事故発生

7月 | 日午後8時ころ、 姫路市保城の国道312号に おいて、準中型貨物と 自転車(67歳男性)が衝突し、 自転車の男性が亡くなる 交通事故がありました。 ⚠ ヘルメット着用なし

自転車乗用中による 傷事故発生

6月30日午後4時ころ、 尼崎市東難波町5丁目5番1号 先交差点(市道)において 普通貨物と自転車が衝突し、 自転車の男児(9歳)が負傷する 交通事故がありました。 (頭の骨を折る重傷の模様)

▲ ヘルメット着用なし

危険な違反行為を繰り返すと、 講習を受けなければなりません

- 右側通行や一時不停止、信号無視など、所定の違反行為(反復行為)を反復して行った自転車 利用者は、「自転車運転者講習」を受けなければなりません。
- 都道府県公安委員会の受講命令に従わずに講習を受けなかった者は処罰されます。

※ 5万円以下の罰金

対象者

- 14歳以上の者
- ▶ 自転車運転中に信号無視等の危険行為で 3年以内に2回以上交通取締りを受けた者
- ※ 危険行為が原因で交通事故を起こした者も 交通取締りを受けた者に含まれることがあります。





講習時間:3時間

講習手数料:6,000円



危険性の 改善



5万円以下の 罰金

Carlo B

講習の対象となる違反行為(危険行為)

- ① 信号無視
- ② 通行禁止違反
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反 (1) 歩道通行時の通行方法違反
- 4 通行区分違反
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ⑥ 遮断踏切立入り
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等
- ⑧ 交差点優先車妨害等

- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩ 指定場所一時不停止等
- ② 制動装置不良自転車運転
- ③ 酒酔い運転
- (4) 安全運転義務違反
- (B) 妨害運転



自転車は車の仲間です。

交通ルールを守って、

安全に利用しましょう!





